

主 文

被告人を禁錮1年6月に処する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、令和7年4月27日午後6時49分頃、普通乗用自動車を運転し、神奈川県横須賀市a町b丁目c番地d先の信号機により交通整理の行われている交差点に、e町方面から対面信号機の青色灯火信号に従って進入し、同交差点内で一時停止後、発進してf町方面に向かい右折進行するに当たり、前方左右を注視し、対向直進車両の有無及びその安全を確認しながら右折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、対向直進車両の有無及びその安全確認不十分のまま漫然発進して時速約15ないし20kmで右折進行した過失により、折から対向直進してきたA（当時47歳）運転の普通自動二輪車に気付かず、同車及び同人を自車左側部に衝突させて同自動二輪車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に胸部打撲による外傷性胸腔内臓器損傷の傷害を負わせ、同日午後7時53分頃、同市g通h丁目i番地所在のB病院において、同人を前記傷害により死亡させた。

【量刑の理由】

被害者を死亡させた結果は重大である。予期せぬ事故に遭遇して絶命した被害者の驚愕、恐怖、無念が多大であろうことはいうまでもない。被害者の母は、本件以後は毎日が耐え難い苦しみの連続であるとともに被害者の命を奪った加害者に対し怒りに近い感情が高まっているなどと、被害者の弟は、被告人は罪を認め受け入れて償い続けるべきだなどとそれぞれ述べ、被告人の厳しい処罰を求める心情を示すのは当然である。

被告人の過失を検討すると、前提となる運転状況は、乗用車を運転して信号機のある交差点を右折するという、夕刻から夜間にかけての時間帯で、また、交通量が

多かったことを考慮に入れても、本来であれば特別な危険をもたらすことはない、一般的なものであった。それにもかかわらず、被告人は、交通規制には従っているものの、右折時に、対向直進車両である被害者運転車両を見落としたのであって、過失の程度は大きい。

他方で、被害者の運転状況を見ると、衝突現場に至る経路での速度は法定速度を若干上回る時速約65km程度、衝突時の速度は時速約40km以下と認められ、そこに被告人の責任を減少させるような事情はない。弁護人は、被害者運転車両の後方を走行していた目撃者は被告人運転車両が右折しようとする様子に気付いていたから、被害者も被告人運転車両が右折する可能性を想定してさらに減速することで衝突を回避できた可能性が否定できず、これは被告人のために酌むべき事情であると主張するが、そもそも右折車両は直進車両の進行妨害をしてはならない（道路交通法37条）ことなどに照らせば、弁護人の主張は被告人の責任を大きく軽減させるものではない。

これらの事情を前提に、同種事案の量刑傾向をみてみると、自由刑を選択し、結果と過失の程度に応じて刑期を定めた上で、その執行を猶予するものが大半であるところ、本件の結果と過失は、その範疇に属するといえる。

以上のほか、被告人が任意保険に加入しておりこれによる被害弁償が見込まれること、本件の一連の手続を通じて事故状況を認識し、自己の過失によって被害者を死亡させる重大な結果を生じさせた事実と責任を認め、被害者及び遺族らに対する謝罪と自己の過失に対する後悔の念を示し、また、限られた額であるが弔慰金を支払うなどして弔意を表したこと、事故後早期に自動車運転の許可証を自主返納したこと、重大な交通違反歴や一般の前科前歴がないことなどの事情が存する。ただし、これらには、自動車運転者あるいは交通事故当事者に通常期待されるものが少なからず含まれ、また、任意保険の対人賠償の上限額は5000万円にとどまり、これらの事情を併せ考慮しても、本件の量刑を特に軽くするには至らない。

（なお、検察官は、論告において、被告人の供述態度に関し、公判開始後に開示証

抛をみるまで過失を認めていなかったから反省が不十分である旨を主張し、これを前提とした求刑（禁錮2年）をする。被告人は、これに対し、起訴前は、被害者運転車両の動きが分からず、自身の過失の有無も分からなかったため、弁護士と相談して、覚えていることだけを記憶のとおり話したが、公判開始後は、開示証拠を見て、自身の過失が理解できたので、これを認めた旨を供述する。この点を検討すると、被告人の供述内容は関係証拠から認められる事故状況などと整合しており、自身の過失の有無が当初は分からなかったとする点を含めて虚偽の弁解をしていたとはいえないし、弁護士の助言を得て認否を留保すること自体に非難すべき点はない。検察官の論告・求刑は、上記事情の認定・評価の誤りを前提とするものといわざるを得ない。）

よって、主文のとおり刑を量定した。

令和8年4月27日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判官 片 多 康